

公共工事における 発注者支援について

国土交通省中部地方整備局 工事品質調整官 わたなべ こうきち
渡辺 光吉

1. はじめに

良質の社会資本を構築するためには、発注者と受注者がそれぞれの責務を果たすことができる仕組みが重要であり、発注者が請負者の技術力を適正に評価し、民間企業の能力を最大限に引き出し、発注者が責任をもって品質確保に取り組む仕組みとして、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）が平成17年4月から施行されている。

この法律は国から市町村までのすべての公共工事に適用されるため、発注者の責務を果たすことが困難な市町村については、国および県等がその市町村を支援することとなっている。

中部地方整備局では、管内の県および政令市と一体になって、発注者支援機関および技術者の認定制度の創設や、小規模成績評定要領の試行など市町村への発注者支援を積極的に行っているところである。

本稿は、発注者支援の取り組み内容について紹介するものである。

2. 施工体制の確保に関する 推進協議会について

図 1 に示す4県2市において「施工体制の確保に関する推進協議会」（以下「推進協議会」という）を設立しており、平成16年11月より、「発注者に対する技術的支援に関すること」を検討事項に追加して協議を行ってきた。

この推進協議会では、①市町村における発注体制等の実態把握（アンケートおよび管内全市町村と2回にわたり意見交換会実施）、②標準的な発注体制の共通認識の確立、③市町村に対する技術的支援、を検討事項として、平成16年度に2回、

発 足：平成12年9月
委員長：中部地方整備局 企画部長
委 員：中部地方整備局 営繕部長
地方事業評価管理官

岐阜県	県土整備部長
静岡県	土木部長
愛知県	建設部長
三重県	県土整備部長
名古屋市	緑政土木局長
静岡市	建設局長

オブザーバー：長野県土木部長

図 1 施工体制の確保に関する推進協議会

平成17年度に5回の協議会を開催し、発注者支援の取り組みを協議してきた。

なお、市町村における発注体制等の実態を把握するため、40市町村（管内市町村の概ね1割）を選定しアンケートを実施した結果、次のようであった。

- ・ 1万人以下の町村では、技術者数が平均14人である
- ・ 積算基準は、ほぼすべての市町村で県の基準を使用している
- ・ 業者選定基準は大半の市町村で独自の基準を使用している
- ・ 監督検査基準は多くの市町村で県基準を使用している
- ・ 検査基準は多くの市町村で県基準を使用している
- ・ 工事成績評価は多くの市町村で独自基準を使用している

これらに基づいて発注者支援に取り組んだ主な内容は次のとおりである。

- ① 「標準的な発注体制」の検討および公表
- ② 「発注者支援機関及び技術者認定制度」の創設および認定
- ③ 「小規模成績評定要領（案）」の試行
- ④ 「技術力評価に基づく業者選定基準（案）」の作成
- ⑤ 「小規模工事監督・検査要領（案）」の作成
- ⑥ 「相談窓口の設置」および「技術研修」の拡充

なお、後述に記載する「中部地方整備局ホームページ」に、これらの詳細について情報提供しているので参照されたい。

3. 標準的な発注体制について

品確法では、発注者が実施しなければならない発注関係事務は、

- ① 技術審査（入札・契約方法の選択、契約の相手方の技術審査等）
 - ② 積算業務（仕様書・設計書の作成、予定価格の作成等）
 - ③ 監督業務（工事の監督、工事中の施工状況の確認および評価等）
 - ④ 検査業務（工事の検査、完成時の評価等）
- の四つの業務に分類される。

また、公共工事の品質確保およびさらなる向上へ取り組むためには、まず各発注者が、発注関係事務を適切に実施する観点から、自らの能力を適切に評価することが重要である。

推進協議会では、各発注者が「発注関係事務を適正に実施するために必要な体制（発注体制）とはどのようなものなのか」を共通の認識として確立することが重要と考え、各発注者が自らの能力を評価する一指標として「標準的な発注体制」を策定した。

4. 発注者支援機関および技術者認定制度について

推進協議会では、発注者支援を行うため、「公共工事発注者支援機関認定制度」および「公共工事発注者支援業務技術者認定制度」を独自に創設し、平成17年10月から試行的に運用を開始している。

品確法では、発注者は発注者支援機関の能力を活用しようとする場合、発注者支援機関として次の条件が備わっているか審査しなければならないこととされている。

- ① 発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員の配置
- ② 法令の遵守および秘密の保持を確保できる体

制の整備

③ 発注関係事務を公正に行うことができる体制の整備

(1) 「公共工事発注者支援機関認定制度」

この制度は、発注者支援業務（技術審査補助、設計積算補助、監督補助、検査補助等の業務を発注者の責任のもとで支援する業務）を適切かつ公正に実施できる機関を認定する制度であり、現在、各県の建設技術センター等および中部建設協会の6機関を認定している。

(2) 「公共工事発注者支援業務技術者認定制度」

この制度は、発注者支援業務の実施に必要な技術者（個々の業務ごとに配置する管理技術者）を推進協議会が認定する制度である。この資格を取得するには、一定の資格要件を満たしている者で、「発注業務技術者」試験に合格し、技術者認定講習を受講することにより取得することができる。

発注者支援業務技術者は、Ⅰ種（すべての発注者支援業務の管理技術者が可能）とⅡ種（設計・積算補助および監督補助のみの管理技術者が可能）に分類している。

また、「発注業務技術者」試験は、学識者を委員長とする試験委員会が実施している。この受験資格は、Ⅰ種の場合、技術士の資格を有しまたは1級土木施工管理技士の資格取得後または公共工事の発注者の実務経験が20年以上で、かつ、指導・監督的な立場で2年以上の実務経験と公共工事の発注者の立場で5年以上の技術的実務経験（内2年以上の技術審査・検査・成績評定等業務の経験）を有している者としている。なお、この資格（Ⅰ種）は、市町村における総合評価方式を実施する際の学識経験者として認められるものである。

平成17年度に認定した「公共工事発注者支援業務技術者」は、土木で206名、建築で38名であった。また、平成18年度についても、現在、試験および認定等を進めているところである。

5. 小規模工事成績評定要領の試行について

品確法では、技術力に優れたよい企業が公共工事を受注できるように、請負者の技術力を的確に把握して「工事成績評定」により適切に評価し、その成績評定を次の工事に反映していく仕組みが確立され、公共工事を発注する各機関がその工事成績をデータベース化して相互に利用するようになってきている。

また、成績評定の導入状況は、県や政令指定都市では100%であるが、10万人以上の市では約7割となっており、また、その大半は、独自の成績評定で運用されている。

推進協議会では、成績評定を行っていない市町村への成績評定の導入支援と、各発注機関が相互利用するために、市町村が統一して利用できる成績評定を「小規模工事成績評定要領」として作成し、市町村に試行を依頼してきたところである。

この要領は、国土交通省の請負工事成績評定（主任監督員、総括監督員、技術検査官の3名が65点を基準点として考査項目別に加点減点を行い評定点を出す方法）を基本として、工事成績採点の「考査項目別運用表」を①小規模型（100万円以上500万円未満の工事適用）、②簡便型（500万円以上2,500万円未満の工事適用）、③標準型（国土交通省と同じ）（2,500万円以上の工事適用）の3パターンを作成し、また、市町村の成績評定者が評価しやすいように留意事項を記載したり、プレキャスト構造物や下水道などの地方自治体に多い工種の運用表を追加している。

この評定要領により、平成17年度、試行した市町村は、中部地方整備局管内では23自治体、全国では約330自治体であった。また、試行した自治体からのアンケートより次のような結果となった。

・規模に応じた使い分けを希望しているのが8割程度

- ・ 評価がスムーズにできたとの回答は、4割弱
- ・ この成績評価へ移行可能は、6割強
- ・ 建築工事への対応や、評価項目工種の拡大を希望する意見が多数

また、平成18年5月から、より使いやすい「小規模工事成績評定要領」とするため、

- ① 標準型の適用範囲を5,000万円以上とし、簡便型は500万円～5,000万円まで適用範囲を拡大
- ② 工種別運用表に、区画整理、柵工、上水道工事等の追加
- ③ 実務量の軽減を図るため、表計算ソフト版を作成

などの見直しを行っている。

6. 研修制度の充実等

市町村職員が監督・検査等の技術力向上のため、中部地方整備局が実施している職員研修への市町村職員の参加や、工事検査への市町村職員の臨場を行っている。

① 検査適任者研修

実務経験が約20年で初めて工事検査を実施する職員を対象に工事検査の実務を修得する研修である。平成17年度は自治体職員110名（58団体）の参加があり、参加者から、「参考になった」「今後も開催して欲しい」「自治体用の講義内容の要望」などの意見があった。

② 新任監督員研修

実務経験が約10年で初めて工事監督を担当する職員を対象に工事監督の実務を修得する研修である。平成17年度は、自治体職員235名（70団体）の参加があり、参加者から、「監督業務の具体的な説明、事例紹介」等の要望があった。

③ 工事検査に市町村職員の臨場

本局契約工事の工事検査に、市町村の職員を臨場させて、工事検査の実施方法等を修得するものである。平成17年度は、13件の工事検査に24団体44名の参加があり、参加者から、「大変参考になった」「小規模工事もしくは維持工事の検査臨場の要望」「機会があれば再度検査臨場したい」などの意見が多数あった。

④ その他

品確法や小規模工事成績評定等の説明会、勉強会、意見交換会を各県単位で実施し、その普及を図っているところであり、中部地方整備局のホームページには「公共工事の品質確保に関するページ」を開設して、情報提供や相談等を行っているところである。

中部地方整備局ホームページ

建設関係情報の中の「公共工事の品質確保に関するページ」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>

7. おわりに

今年度も、「発注者支援業務技術者」の認定や、「小規模工事成績評定要領」の利用促進、「工事成績の相互利用」のための工事成績データベース化の検討などを進め、併せて、研修制度の拡充や出前講師の派遣、事務所契約工事検査への市町村職員臨場などを進めていく予定である。

今後とも、関係者の皆様の意見を聞きながらよりよい発注者支援を進めていくこととしているので、関係者のご協力をよろしくお願いします。